

第 2 回財政援助団体等監査結果報告

財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

次の団体において、主として平成15年度に執行された出納その他の事務について監査を行った。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設管理受託団体については次に掲げた公の施設の管理事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体

- ア 株式会社横浜アリーナ（経済局）
- イ 横浜市場冷蔵株式会社（経済局）
- ウ 株式会社横浜インポートマート（経済局）
- エ 株式会社横浜みなとみらい二十一（都市整備局）
- オ 財団法人横浜市防災指導協会（消防局）

(2) 財政援助団体

- ア 社会福祉法人すみなす会（福祉局）
- イ 社会福祉法人訪問の家（福祉局）
- ウ 横浜市水道局職員厚生会（水道局）

上記団体のうち、社会福祉法人すみなす会については、工事関係の監査も実施した。

(3) 公の施設管理受託団体

- ア 社会福祉法人訪問の家
公の施設：根岸地域ケアプラザ（磯子区）
桂台地域ケアプラザ（栄区）
- イ 社会福祉法人すみなす会
公の施設：釜利谷地域ケアプラザ（金沢区）

2 監査の期間

平成16年12月20日から平成17年5月20日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び工事並びに当該団体に関する局・区の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は委託契約等に基づき適正に実施されているか、などについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務及び工事並びに併せて定期監査を実施した当該団体に関する局・区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局・区にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては局・区の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

(1) 社会福祉法人すみなす会（福祉局及び金沢区）

ア 局、区及び団体の事務に関する事項

(ア) 地域ケアプラザの委託料について適正な事務処理を求めるもの

金沢区では、釜利谷地域ケアプラザの管理・運営を社会福祉法人すみなす会（以下(1)において「すみなす会」という。）に委託している。このうち、介護保険事業に該当しない在宅介護支援センター運営事業及び地域活動交流事業に係る平成15年度の委託料の精算報告（約3,500万円、うち人件費約2,400万円）についてみたところ、次のようなものが見受けられた。

a 「横浜市地域ケア施設事業実施要綱」によると、在宅介護支援センター運営事業に関する職員配置基準は常勤職員1名、非常勤職員1名とされているが、精算報告では、常勤2名、非常勤2名が業務に従事しており、このうちの常勤1名、非常勤1名については、介護保険事業との兼務であったが、明確な根拠なくそれぞれ二分の一ずつに按分していたもの

b 同要綱によると、地域活動交流事業に関する職員配置基準は常勤職員1名、非常勤職員1名とされているが、精算報告では、常勤1名、非常勤8名が従事しており、非常勤職員の勤務時間数が要綱に規定する1名分を超過していたもの

については、区は、委託料の履行確認に当たっては、在宅介護支援センター運営事業等と介護保険事業との経費負担について、合理的な基準に基づいて按分しているかを検証されたい。

また、福祉局は、区と調整の上、在宅介護支援センター運営事業等に従事する常勤職員及び非常勤職員の人件費について、対象人数、勤務時間数、支給額等に関する考え方を整理した上で、委託料で負担する基準・範囲を要綱等に具体的に明示されたい。

《一部措置済事項》

イ 団体の事務に関する事項

(ア) 委託事業と補助事業の重複計上等の是正を求めるもの

すみなす会は、金沢区から釜利谷地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」という。）の管理・運営を受託している。また、ケアプラザと合築の施設で、所有・運営している知的障害者入所更生施設「航」について、福祉局から横浜市民間障害者施設運営費助成事業（以下「助成事業」という。）により助成金の交付を受けている。

そこで、ケアプラザ及び「航」内にある3基のエレベーター等の保守点検費についてみたところ、すみなす会は3基分について助成事業から助成金（852,000円）を受領していたが、そのうちの1基分については委託料からも保守点検費（218,736円）を受領していたので、重複分について適正な精算を行う必要があると認められた。

また、光熱水費については、両施設において約二分の一ずつに按分しているが、明確な按分の根拠が確認できなかったため、合理的な基準による按分率に基づき算定する必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

福祉局では、平成17年5月に、委託事業と助成事業の重複分について、すみなす会から返還させた。

(2) 株式会社横浜アリーナ（経済局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 公有財産の修繕等に係る手続及び財産の管理について適正化を求めるもの

経済局は、「イベントホールの建設および運営に関する基本的合意書」に基づき、株式会社横浜アリーナ（以下「（株）横浜アリーナ」という。）から、平成元年に同社が建設した大規模多目的ホール（横浜アリーナ）の寄付を受け、本市の普通財産としている。

当該ホールについては、「横浜アリーナの寄付及び施設の管理運営に関する契約書」等に基づき、新横浜地域の活性化等を目的として（株）横浜アリーナに無償で貸し付けており、維持管理は（株）横浜アリーナが行うが、修繕や設備更新等により追加取得した設備は本市に帰属するものとしている。

そこで、当該ホールの管理状況等についてみたところ、以下のような事例が見受けられたので、「横浜市公有財産規則」に基づき、修繕の申請及び承認や財産の増減異動に係る手続を行うよう改められたい。

- a 空調設備機器の更新（取得価額約6億円）等当該ホールの修繕や設備更新について、申請及び承認が口頭で行われていたもの
- b 公有財産台帳の記載変更等を行っていないもの

(3) 横浜市場冷蔵株式会社（経済局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 行政財産の修繕に係る手続及び費用負担について改善を求めるもの

経済局は、横浜市場冷蔵株式会社（以下(3)において「市場冷蔵」という。）に対して、横浜市中心卸売市場本場内の行政財産である冷蔵庫等の建物を使用させている。

そこで、当該冷蔵庫等の使用及び管理の実態をみたところ、以下のような事例が見受けられた。

a 「横浜市中心卸売市場業務条例」及び「横浜市公有財産規則」に定められた文書による市長の承認手続を行わないまま、市場冷蔵が当該冷蔵庫等の修繕や更新を行っていたもの

b 修繕や更新に係る費用について、本市と市場冷蔵の負担の区分を事前に明確に定めないまま、市場冷蔵が本市の行政財産である当該冷蔵庫等の修繕や更新を行い、平成16年度に約6,726万円の費用を負担していたもの

については、条例等に従った手続を行うとともに、修繕などに係る費用について、本市と市場冷蔵の負担の区分を明確に定めるよう改められたい。

《措置済事項》

(イ) 行政財産の使用手続について改善を求めるもの

経済局は、市場冷蔵に対して、横浜市中心卸売市場本場内の行政財産である冷蔵庫等の建物を使用させている。

そこで、当該冷蔵庫等の使用実態をみたところ、当該冷蔵庫前の合計710㎡の荷さばき場について、使用の対象から除外していたが、荷さばき場は冷蔵庫と一体となって使用されることから、荷さばき場についても使用の手続を行い、年間約649万円の使用料を徴収するよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

経済局では、平成17年4月から荷さばき場部分を含めた適正な面積について使用の手続を行い、当該部分の使用料を徴収するよう改めた。

イ 団体の事務に関する事項

(ア) 適正な財務諸表となるよう会計処理の改善を求めるもの

市場冷蔵の平成15年度の財務諸表をみたところ、以下のようなものが見受けられたので、適正な会計処理となるよう改める必要があると認められた。

a 賞与引当金として5,200万円を流動負債に計上しているが、賞与引当金の計上基準についてみたところ、計上基準を定めないまま、平成7年度から同額の

引当金を計上しており、必要額より約2,000万円過大に計上されていたもの

b 法人税等の納付見込額を未払金及び未払法人税等として、約4,300万円流動負債に計上しているが、実際の法人税等の納付状況をみたところ、納付額は約1,900万円であり、未払計上額が約2,400万円過大であったもの

なお、企業会計と法人税法の間で費用及び収益の計上時期が異なるために発生する税金の前払を調整するために、前払分を貸借対照表の資産（繰延税金資産）に計上する会計手法（税効果会計）の適用を検討されたい。

《措置済事項》

(イ) 資金運用について検討を求めるもの

市場冷蔵は、平成15年度末で約4億2,700万円の現金預金を保有している。

そこで、この現金預金の運用状況をみたところ、約3億7,200万円を受取利息の発生しない当座預金口座で管理していた。

また、市場冷蔵では、資金計画を策定しておらず、今後の必要資金及び余剰資金の分析を行っていないため、受取利息等の発生による収益を見込んだ資金運用を行っていなかった。

については、資金計画を策定した上で、今後の必要資金及び余剰資金の分析を行い、資金をより効率的に運用するよう検討する必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

経済局は、市場冷蔵に対して、資金計画を策定し、資金をより効率的に運用することを検討するよう指導し、同社は、平成17年3月に見積資金計画書を策定した上で、国債等を購入し、より効率的な資金運用を開始した。

(4) 株式会社横浜アリーナ、横浜市場冷蔵株式会社及び株式会社横浜インポートマート (経済局)

《措置済事項》

ア 局の事務に関する事項

(ア) 財政援助団体等に対し、適正な支出を行うよう求めるもの

今回財政援助団体等監査の対象となった団体の交際費等の支出状況をみたところ、本市職員に対し次のような事例が見受けられたので、団体に対して適正な支出を行うよう指導されたい。

- a 株式会社横浜アリーナにおいて、打合せ等の際に食事代を全額負担していたもの及び中元等として物品を送付していたもの
- b 横浜市場冷蔵株式会社において、中元として物品を送付していたもの
- c 株式会社横浜インポートマートにおいて、打合せ等の際に食事代を全額負担

していたもの

【対象局が講じた改善内容】

経済局は、平成17年5月に上記団体に対し適正な支出を行うよう指導した。

(5) 株式会社横浜みなとみらい二十一（都市整備局）

《措置済事項》

ア 局の事務に関する事項

(ア) 公有財産の管理運営委託について手続の適正化等を求めるもの

都市整備局は、「専有クイーンモール等管理要綱」（以下「要綱」という。）等に基づき、普通財産である専有クイーンモール等の管理運営を株式会社横浜みなとみらい二十一（以下「YMM」という。）に委託している。

そこで、この委託業務に係る事務についてみたところ、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務に改められたい。

a 委託契約及び要綱等に基づき、YMMに第三者による施設の一時利用及び貸付けを承認させ、減免基準を定めて貸付料の減免の決定等をゆだねていたが、適時、適切に確認を行っていなかったもの

b 委託業務完了時に、YMMに対して委託料精算報告書の提出を求めているが、施設の一時利用及び貸付けの収入額を確認できる資料が添付されていないため、収入額の確認が困難であったもの

【対象局が講じた改善内容】

都市整備局では、平成17年度から、一時使用及び貸付け等の内容並びに収入状況についてYMMから毎月報告を受けるとともに、貸付料等を減免する際は本市と事前協議し、本市が決裁を行うよう改めた。

(6) 財団法人横浜市防災指導協会（消防局）

ア 団体の事務に関する事項

(ア) 適正な在庫管理等を行うよう求めるもの

財団法人横浜市防災指導協会（以下(6)において「協会」という。）の平成15年度貸借対照表計上額についてみたところ、十分な記録や在庫確認が行われていないため、次のようなものが見受けられたので改める必要があると認められた。

a 商品の貸借対照表計上額について、受払簿残高と一致していないもの（約40万円）

b 貯蔵品について受払簿が作成されておらず、平成15年度末貸借対照表に計上した金額の適正性が確認できなかったもの（約490万円）

c 固定資産の在庫確認を実施したところ、救命講習用等人形（一体当たり約31

万円ほか)について、平成15年度貸借対照表に22体計上すべきところ、18体のみの計上となっていたもの

d 商品及び貯蔵品の一部の貸借対照表価額に、協会の会計処理では消費税額を含めて計上すべきところ、消費税額が含まれていなかったもの

(イ) 合理的な基準による按分率に基づく共通経費の配賦を求めるもの

協会では、教育委員会事務局から委託を受けた消防用設備点検事業を法人税法上の収益事業とし、その他の事業と区分して経理処理を行っている。

法人税基本通達によると、「収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用又は損失の額は、継続的に、資産の使用割合、従業員の従事割合、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他当該費用又は損失の性質に応ずる合理的な基準により収益事業と収益事業以外の事業とに配賦し、これに基づいて区分経理する。」とされているが、合理的な基準に基づかずに、総務部門の役員報酬などの共通経費を収益事業とその他の事業に7対3などの按分率で配賦し、経理処理を行っていた。

ついては、按分率は協会の財務に重要な影響を及ぼす事項であるので、合理的な基準による按分率に基づいて共通経費を配賦する必要があると認められた。

(ウ) 会計処理について改善を求めるもの

協会の会計処理についてみたところ、次のようなものが見受けられたので効率的かつ確実な経理事務手続に改める必要があると認められた。

a 平成15年度正味財産増減計算書の「敷金等減少額(約279万円)」が、これまで「敷金」として貸借対照表に計上していた金額に誤りがあったことから、平成15年度収支計算書の「敷金等戻り収入(約287万円)」に比して、約8万円不足していたもの

b 平成15年度貸借対照表の注記として記載されていた工具器具備品減価償却累計額の年度末残高が約44万円少なかったもの

c 公益法人の会計ソフトウェアを導入しているにもかかわらず、支出伝票を手書きで起票し、決裁を行い、その後、当該ソフトウェアを使用して総勘定元帳の作成を行うなど、事務処理の効率性や安全性の面から改善する必要があるもの

なお、決算整理事項の多くを顧問税理士に依拠しており、各勘定の残高確認を十分に行っていなかったため、上記のような誤りがあったと考えられるので、協会内部のチェック体制を強化する必要があると認められた。

(I) 委託事業と自主事業に係る経費の明確な区分を求めるもの

協会では、消防局から「応急手当普及啓発事業」の開催について委託を受け、救命講習などの事業を実施しているが、救命講習については受講希望者数の増加傾向があることから、毎年度、委託事業の実施数を超える部分の業務の一部について、協会独自の自主事業として実施し、同事業に要する経費を支出している。

そこで、協会の決算報告書をみたところ、委託事業と自主事業を一括して「救命講習事業費」として経理していた。

については、委託事業の収支を明確にするため、委託事業と自主事業に係る経費について明確に区分する必要があると認められた。

(オ) 委託事業の実施に当たり、効率的な執行を求めるもの

消防局では「消防技術講習」の開催を、協会に委託して実施し、同講習は年10回、630人の受講を見込んだ委託料の積算を行っていたが、平成15年度の実績は年10回開催して323人の受講にとどまっていた。

講習の実施に当たっては、協会の負担でテキストとして「自衛消防マニュアル（全139ページ、作成印刷費2,570円）」を局の監修により年度当初に作成し、受講者に有料配付（3,500円）していたが、平成16年度に統計データや法令改正等により改訂版を作成することとなったため、平成15年度末時点での未販売の在庫約300冊（約77万円）分が使用できない状況となっていた。

については、「消防技術講習」がここ数年委託時の予定受講者数の約半分程度の実績となっていることや、法令改正等の動向も踏まえ、協会は、使用するテキストの作成部数や仕様・改訂等について、局と十分調整の上効率的な執行となるよう改善する必要があると認められた。

(カ) 懇親旅行等への支出について改善を求めるもの

協会では、職員に対する福利厚生事業を実施するため、協会の職員が加入する厚生会に対して助成金を交付している。

同厚生会に対する協会の助成金は、職員の支払った会費の約4倍になっており、本市に比べて高い状態にある。

また、協会では、厚生会とは別に、福利厚生事業の一環として平成15年度及び平成16年度に次の行事を実施し、福利厚生費を支出していた。

a 平成16年11月に湯河原町の旅館に1泊し、参加者32人分の宿泊代金等（約43万円）を職員宿泊研修会という名目で、支出していたもの

b 平成15年7月に職員暑気払い懇親会を実施し、参加者36人分の飲食代金（約18万円）を支出しており、また平成16年度にも同様に参加者28人分の飲食代金

(約24万円)を支出していたもの

c 平成17年1月に職員新年会を実施し、参加者33人分の飲食代金(約12万円)を支出していたもの

については、平成16年4月に横浜市と協会の間で協約を締結し、「一般管理費の10パーセント削減、研修制度の充実、組織の活性化等」を協約事項として定めたことから、協会は局と連携を密にして、福利厚生事業を見直し、効率的・効果的な経費執行等に努める必要があると認められた。

(7) 横浜市水道局職員厚生会(水道局)

ア 局の事務に関する事項

(ア) 厚生事業助成金の交付額について見直しを求めるもの

水道局は、横浜市水道局職員厚生会(以下(7)において「厚生会」という。)に対して毎年度厚生事業助成金を交付しており、平成15年度では厚生会収入の72.0%(税務申告時の決算書による)が、この助成金となっている。

そこで、厚生会の運営状況及び財政状態についてみたところ、以下のような状況であったので、助成金の交付額の見直し等を早急に推進されたい。

a 会員の支払った会費に対する厚生会の助成額が平成15年度は約6.3倍、平成16年度は約3.7倍となっているもの(横浜市職員厚生会(以下(7)において「本市厚生会」という。)平成16年度予算は約1.5倍)

b 平成15年度決算で約240万円の純利益を計上している(税務申告時の決算書による)もの

(イ) 施設利用料の支払について改善を求めるもの

水道局は、局内会議等の公用のために、厚生会が保有する保養施設である「あづま荘」の会議室等を利用しており、施設利用料は、公用利用に係る公費負担額として支払っている。

そこで、公用利用及び利用料の支払の実態をみたところ、水道局は、公費負担額として平成16年度に約1,751万円を支払っていたが、利用実績及び料金表から算定した利用料は405万円であり、約1,346万円は実質的な補助金に該当すると考えられるので、利用実績に応じた利用料相当額を支払うよう改められたい。

(ウ) 厚生会職員の人件費について水道局との負担区分の明確化の検討を求めるもの(意見)

厚生会の事務局職員は、「横浜市水道局職員厚生会に関する条例」等に基づき、水道局総務部人事課に在籍したまま、厚生会の業務を兼務している。

そこで、厚生会職員の兼務の状況についてみたところ、水道局職員としての業務と厚生会職員としての業務の区分が明確になっておらず、兼務職員の人件費を全額水道局が負担していた。

しかし、厚生会は水道局とは独立した任意団体であり、職員の人件費については一部を厚生会が負担する必要があると考えられるため、厚生会所有の西谷体育施設に勤務する水道局担当係長を含め、業務内容及び人件費の負担区分を整理した上で、厚生会に負担を求めるよう検討されたい。

イ 局及び団体の事務に関する事項

(ア) 会員への給付内容等について見直しを求めるもの

厚生会では、「横浜市水道局職員厚生会規則」等に基づき、会員に対する福利厚生のための給付等を行っている。

そこで、会員への給付等の実態をみたところ、以下のようなものが見受けられた。

- a 水道局職員は、本市の永年勤続退職者感謝会に参加することができるが、このほかに水道局独自の退職者感謝会を厚生会が実施していたもの
- b 結婚10、15周年にそれぞれ結婚記念品及び結婚25周年に結婚記念特別祝金の給付を行っていたもの
- c 本市厚生会では、勤続10、20及び30年時に合計12万円相当の招待旅行利用引換券を給付しているが、厚生会では、勤続10、15、20及び25年並びに55歳時に合計で32万5,000円相当の招待旅行利用引換券を給付していたもの。また、水道局の永年勤続者に対する職務専念義務の免除の日数は合計15日であり、本市の合計6日と比較して均衡を失っていたもの
- d 運動会役員に対するユニフォーム等の支給や、運動会の中で行われる抽選会の景品の費用など、「職員と家族の運動会」に係る費用を全額厚生会で負担していたもの

これらの給付等は、本市厚生会では行われていないものや廃止されているものなどであり、本市厚生会と比較して均衡を失っている。

については、給付内容等について早急に見直す必要があると認められた。

ウ 団体の事務に関する事項

(ア) 嘱託員の手当の支給について改善を求めるもの

厚生会では、保養施設である「あづま荘」の管理業務に従事させるため、嘱託員を雇用している。

この嘱託員の雇用に係る給与の支給状況についてみたところ、水道局再任用職

員との均衡を図ることを目的として、嘱託員に対して調整手当を支給しているが、この調整手当の中には勤務の特殊性に対して支給されている企業手当相当額が含まれていた。

については、合理的な根拠に乏しい嘱託員への手当の支給を改める必要があると認められた。

(イ) 水道局職員の互助団体への助成について改善を求めるもの

厚生会は、職員の福利厚生を目的として水道局長から目的外使用許可を受け、飲料水等の自動販売機を各庁舎に設置している。

そこで、自動販売機設置事業の収支状況等をみたところ、市販の価格から20%程度値引きした価格で職員に販売しているが、目的外使用料及び光熱水費を水道局に支払った上で、年額約555万円の収益が生じており、この収益を水道局の課及び事業所単位で任意に組織された職員互助団体に助成金として交付していた。

しかし、自動販売機を設置し、市販の価格から値引きされた価格で職員に販売することで、十分に福利厚生事業の目的を達していると考えられるので、厚生会の事業収入として厚生会全体の事業に充てるよう改める必要があると認められた。

(ウ) 会議等に係る費用について適正な支出を求めるもの

厚生会では、平成16年度に約105万円の会議費を支出している。

そこで、会議等に係る費用の支出状況についてみたところ、以下のような事例が見受けられた。

- a 理事会開催後の懇親会に係る費用を全額負担していたもの
- b 理事による審議機関である委員会の開催後に行われた懇親会に係る費用を全額負担していたもの
- c 厚生会主催の行事について審議するための職員団体支部長会議後に行われた懇親会費用を全額負担していたもの

厚生会は、会員の互助共済及び福利厚生を図るため必要な事業を行うことを目的とした組織であるため、会員全体の福利厚生につながるように適正な費用支出を行うよう改める必要があると認められた。

(イ) 契約事務について改善を求めるもの

厚生会では、西谷浄水場の敷地内に「西谷体育施設」を保有しており、当該施設の管理業務の一部を委託している。

そこで、当該委託契約に係る事務についてみたところ、厚生会は、受託者が水道局の施設である浄水場の敷地内に日常的に出入りすること及び当該施設を利用

する市民への対応が必要な業務であることを理由に、水道事業経験者による公益法人である社団法人横浜市水友会と単独随意契約を行っていた。

しかし、当該施設は、浄水施設等の水道局の施設とは金網などで仕切られており、利用者は浄水施設等には直接入れない状態となっていることなどから、単独随意契約とする合理性が認められないので、適正な契約事務に改める必要があると認められた。

(オ) 組織運営の効率化について検討を求めるもの

(意見)

厚生会では、平成16年度に30件の宿泊施設等との法人契約などの事業を行っているが、事業内容や目的が類似している本市厚生会及び横浜市交通局厚生会においても、それぞれ独立して法人契約などの事業を行っており、事務の一部が重複している。

また、厚生会は、職員の福利厚生を行うことを目的として、保養施設「あづま荘」及び「西谷体育施設」を保有しているが、平成15年度の「あづま荘」の収支比率は約20.7%となっており、「西谷体育施設」の収支比率は約24.2%といずれも低率となっている。本市厚生会でも、収支比率等が低い保養施設を保有しているが、施設の廃止を含めた抜本的な見直し検討が行われているところである。

については、組織運営の効率化を進めるため、各厚生会との抜本的な事業提携や事務局機能の共同化を検討する必要があると認められた。また、組織運営の効率化につながることから、平成17年度から行っている外部委託化を一層推進することや、保養施設等を厚生会が保有する必要性についても併せて検討する必要があると認められた。